

富山第一銀行 インターネット支店取引規定

本規定は、お客さまと富山第一銀行（以下「当行」といいます。）インターネット支店（以下「当店」といいます。）との間の取引について定めたものです。当店と取引を行う場合は下記条項のほか、別途当行が定める各取引規定が適用されることに同意したものと取り扱います。

第1条 当店との取引範囲

- (1) お客さまは、本規定に基づき、以下に定める取引をご利用いただけます。
 - ① 総合口座取引（普通預金、定期預金、定期預金を担保とする当座貸越）
 - ② ローン取引
 - ③ その他当行所定の取引
- (2) 前項各号の取引は、本規定のほか、別途当行が定める各取引規定に基づくものとします。

第2条 利用資格・利用条件

- (1) 当店と取引を行うことができるお客さまは、日本国籍および日本国内に住所を有している満 18 歳以上の個人のお客さま（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者（以下「成年後見制度利用者」といいます。）や外国 PEPs（Politically Exposed Persons：重要な公的地位を有するもの）を除きます。）にかぎらせていただきます。
- (2) 当店の口座を事業性資金の管理目的でご利用いただくことはできません。また、屋号や団体名等を付けた名義についてもご利用いただくことはできません。
- (3) 当店で各種商品・サービスの利用にあたっては、各取引にかかる規定（以下「関連規定」といいます。）にて、別途利用資格を定めている場合があります。この場合、前 2 項のほか、関連規定に定める利用資格を満たす必要があります。

第3条 取引の開始

- (1) 当店との総合口座取引は、お客さまが本規定に同意のうえ、当行所定の方法により取引開始の申込みを行い、かつ、当行がこれを承認した場合に取引が開始されるものとします。ただし、当行の関連規定等に基づき、取引をお断りする場合がございます。
- (2) 取引の開始にあたっては、第 1 条 1 項に定める総合口座（普通預金口座および定期預金口座）の開設を申し込んでいただき、当行で審査の上、当行が承認した場合には、口座を開設するとともに普通預金のキャッシュカードを発行いたします。また当店での取引申し込みにあたっては当行のインターネット・モバイルバンキングサービスである「<ファースト>プライベート Web」（以下「プライベート Web」といいます。）の申込みを必須とします。なお、お客さまが当行において既にプライベート Web をご利用中の場合には、ご利用中のプライベート Web に当店の総合口座を関連口座として登録します。
- (3) 前項以外の取引は、当行所定の方法による申込みにより取引を開始します。
- (4) 当店の総合口座の開設は、お客さま一人につき一口座とします。
- (5) 当店以外の当行本支店から取引店の変更をすることにより、当店との取引を開始する場合、次の条件を満たす必要があります。
 - ① 前 2 条における利用資格・利用条件をみたしていること。
 - ② 普通預金のキャッシュカードの発行およびプライベート Web の申込・契約。
 - ③ 当店で取扱いのない商品・サービス等がある場合は、該当商品・サービス等の解約が必要となること。

第4条 印鑑の届出

- (1) 当店で総合口座の開設については、取引に使用する印章（以下「お届印」といいます。）の届出は原則不要となります。ただし、当店において、当行所定のお取引を行う場合は、お届印の届出が必要となる場合があります。

- (2) 前項ただし書きに定める、お届け印の届出を要する取引を行う場合は、総合口座開設後に、当店所定の方法により、お届け印の届出を行ってください。当社がお届け印の届出を受付ける際には、当社所定の方法により、ご本人であることの確認などを行います。なお、届出印は、お客さまお一人につき、一つのみお届けいただくものとし、当社における取引において共通とします。
- (3) 前項の規定に基づき、当社へ届出印を届け出た場合、印鑑を使用しないお取引へ戻すことはできません。
- (4) 当社が、各取引において各種申込書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当社は一切責任を負いません。

第5条 当社との取引方法

- (1) お客さまは次の方法で当社と取引を行うことができます。なお、原則として、当社本支店の窓口での取引はできません。
 - ① プライベート Web による取引
 - ② 当社および当社と提携している金融機関等の現金自動預払機（現金自動支払機を含む。以下、「ATM・CD」といいます。）による取引
 - ③ その他、当社が定めた方法による取引
- (2) 各取引方法において、当社で取扱う商品・サービス等は当社所定のものとし、当社本支店で取扱う商品・サービス等と異なる場合があります。

第6条 取引時の本人確認

- (1) 当社との取引を開始するにあたっては、当社は法令で定める本人確認ならびに取引時確認を行います。取引開始後も、当社との取引にあたり、法令で定める本人確認等の確認が必要な場合や、その他当社が必要と認めた場合には、当社所定の必要書類の提出を求めることがあります。
- (2) 当社所定の必要書類の提出がない場合、当社の全ての取引を停止または解約することがあります。なお、この解約によって生じた損害について、当社は一切責任を負いません。

第7条 ATM・CDの故障や通信機器およびコンピュータ等の障害時の取扱い

- (1) 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、停電・故障等により当社 ATM・CD による取扱いができない場合、または通信機器・回線等の障害等によりプライベート Web 取引ができない場合には、当社以外の当社本支店の窓口または当社所定の方法において、窓口営業時間内かつ総合口座普通預金での取引の場合に限り、当社所定の方法で預入れ・払戻し等を受付いたします。
- (2) 前項の理由により当社 ATM・CD およびプライベート Web による取引ができない場合に、当社のサービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当社は一切責任を負いません。

第8条 証券類の取扱い

- (1) 当社は、手形、小切手の発行はいたしません。
- (2) 総合口座では、手形、小切手、配当金受領証、その他の証券類の受入はできません。

第9条 代理人カードの取扱い

当社は第 1 条に定める普通預金のキャッシュカードについて、代理人カードを発行いたしません。

第10条 マル優の取扱い

当社は、少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

第11条 通帳・証書等の取扱い

- (1) 当社では、通帳・証書の発行はいたしません。
- (2) 取引残高または取引明細は、当社のプライベート Web の画面にて表示しますので、お客さまご自身が、取引の都

度または一定期間毎に確認してください。

- (3) 取引の残高証明書が必要な場合は、当行所定の方法により都度当店にお申し出ください。なお、残高証明書発行にあたっては、当行所定の手数料が必要となります。

第12条 諸手数料

- (1) 当行所定の諸手数料が発生する場合は、払戻請求書等の提出は不要とし、当行所定の方法により、当店の普通預金口座から引き落とします。なお、領収書の発行は行わないため、お客さま自身でプライベート Web 上にてご確認ください。
- (2) 当行が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として改定後の内容または新設内容を、当行所定のホームページに掲載すること等により通知します。

第13条 商品・サービス等の変更

- (1) 当行は、当店で取扱う商品・サービス等を、お客さまに事前に通知することなく任意に変更することができるものとします。また、当該変更のために当行所定のホームページ等を一時利用停止にすることがあります。
- (2) 前項については、原則として当行所定のホームページに掲載することにより告知します。
- (3) 当行の任意の変更によって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

第14条 通知および告知方法

- (1) 当行からお客さまへの各種通知および告知は、当行所定のホームページへの掲示、届出の住所・氏名への郵送、届出のメールアドレスへのEメール送信等により行います。
- (2) 当行が届出された住所、氏名、メールアドレス等に各種通知または告知を行った場合は、延着した、または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。それによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

第15条 届出事項の変更等

- (1) お届印、住所、氏名、電話番号、メールアドレスおよびその他届出事項等、当店への届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により当店へ届け出てください。変更の届出は当行の変更処理が完了した後に有効となります。変更処理が完了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、お客さまに損害が生じてても当行は一切責任を負いません。また、届出を怠ったことにより生じた損害、この届出の前に生じた損害についても、当行は一切責任を負いません。
- (2) 当店から当店以外の当行本店に取引店を変更する場合、当店でのみお取り扱いしている商品・サービスは解約していただく必要があります。

第16条 喪失の届出

- (1) お届印、キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当行へ届け出るとともに、当行所定の手続きを行ってください。この届出以前に生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
- (2) キャッシュカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第17条 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、当行所定の方法により直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) 前2項までの届出事項に、取消・または変更等が生じた場合は、当店に届け出てください。
- (4) 前1項から3項の届出前に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

第18条 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料

の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

第19条 当店取引の解約等

- (1) お客さまが、当店における各取引を解約する場合には、当行所定の方法により解約するものとします。なお当店の総合口座を解約する場合には、当店における全ての取引を解約するものとします。また、当店の総合口座を残したまま、プライベートWebのみの解約、キャッシュカードのみの解約をすることはできません。
- (2) 当店の普通預金口座の解約により預金等が残る場合には、当行所定の方法によりお客さまが指定するお客さまご自身名義の金融機関の口座へ当行所定の振込手数料を差し引いたうえ、振り込むものとします。また、お客さまに対する貸越元利金、未収手数料等がある場合は、それらをお支払いいただいた後、手続きをいたします。なお、お客さまに対する貸越元利金、未収手数料等について解約時の預金等から差し引きできない場合には、即時に解約できないことがあります。
- (3) お客さまについて、次の各号のいずれか一つにでも該当した場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく本店との各取引を停止し、またはお客さまに通知することにより本店との全ての取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この各取引の停止・解約によって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
 - ① 本規定その他当行が定める各規定に違反したとき
 - ② 本店との取引開始時に当行が送付するキャッシュカードが、郵便不着、受取拒否等により当行に返却されたとき
 - ③ 取引に関する諸手数料の支払いがなかったとき
 - ④ 当行においてお客さまの所在が不明となったとき
 - ⑤ 預金口座等の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座等の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ⑥ 日本国籍を有していない、または日本国内に居住している実態がないと判明したとき
 - ⑦ この預金口座等が法令や公序良俗に反する行為に利用されている、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑧ 本店に総合口座を開設後、初回入金半年間なかった場合
 - ⑨ 相続の開始があったとき
 - ⑩ プライベートWebが解約等により利用できなくなったとき
 - ⑪ 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てなどがあったとき
 - ⑫ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第18条第1項で定める当行の求めに対する預金者からの各種回答や提出された資料が偽りである場合
 - ⑬ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑭ 第18条第1項から第3項に定める取引の制限が、1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑮ 前各号のほか、解約を必要とする相当な事由が生じたとき
- (4) 前3項のほか、次の各号のいずれか一つにでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく本店との各取引を停止し、またはお客さまに通知することにより本店との全ての取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしま

す。なお、この解約によって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、お客さまにその損害をお支払いいたします。

- ① お客さまが取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに一でも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
 - ④ 前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合
- (5) 前 3 項または 4 項により、預金口座が解約され残高がある場合、または預金取引が停止されその解除を求める場合には、当行所定の方法で当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第20条 譲渡・質入れ等の禁止

普通預金、定期預金、その他当店との取引に基づく一切の権利につき、譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

第21条 規定の準用

- (1) 当店との取引において、本規定に定めのない事項については、〈ファースト〉プライベート Web 利用規定、通帳レス口座規定のほか、当行が定めた各種関連規定により取扱います。
- (2) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先的に適用されます。

第22条 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (3) 当行の変更によって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

第23条 準拠法および管轄裁判所

- (1) 本契約の準拠法は日本法とします。
- (2) 本規定に基づく取引に関して紛争が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上
2021. 6